平成２７年（フ）第３２７号
静岡県御殿場市新橋403番地の19
破産者　有限会社龍麟工業
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２５８号
三重県四日市市堂ケ山町637番地
破産者　伊藤　裕一
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２４８号
三重県四日市市川北１丁目４番22号　グリーンヒルたから105
破産者　小袖　伸子
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２２５号
三重県四日市市西坂部町1127番地　社会福祉法人三重福祉会特別養護老人ホーム　陽光苑、住民票上の住所三重県四日市市小杉新町77番地１　コーポムツビ１－２
破産者　松本　　清
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第３７７号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目36番７号
破産者　株式会社Ｇａｉｎｉｎｇ　Ａｓｓｉｓｔ
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第７号
兵庫県丹波市山南町奥242番地
破産者　株式会社太陽測量
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
兵庫県宍粟市山崎町船元250番地の１
破産者　株式会社大崎組
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第２５１号
岡山県総社市総社２丁目１番30号
破産者　株式会社アマリア
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
愛媛県八幡浜市五反田１番耕地73番地、商業登記簿上の本店所在地愛媛県八幡浜市松柏乙1043番地の２
破産者　株式会社松下石油店
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２７年（フ）第５９号
宮崎県延岡市北川町長井字坂口7527番地
破産者　株式会社北部建設
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第７３９号
仙台市青葉区栗生６丁目11番地の５　アロッジオＳ203、従前の住所仙台市青葉区高野原４丁目13番地の27
破産者　加納久美子
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７４６号
仙台市太白区西多賀５丁目２番12号
破産者　福田　克広
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３１号
福岡県大川市大字三丸2015番地
破産者　古賀　和豊
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第８１号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内丙155番地１
破産者　峯　　正信
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第３号
札幌市豊平区平岸３条１丁目１番17号　コテージ平岸201号
破産者　佐々木猛亨
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６号
北海道沙流郡平取町振内町30番地８
破産者　栂尾　重雄
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第７号
北海道沙流郡平取町振内町30番地８
破産者　栂尾　珠乃
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第７６号
青森県北津軽郡中泊町大字八幡字盛山365番地１　八幡団地６号
破産者　田中　春吉
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第６７５号
仙台市泉区将監９丁目１番５－404号
破産者　狩野　和幸
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係